

函館市監査公表第7号

函館市長から、財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年6月26日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕邦

函館市監査委員 板倉 一幸

函館市監査委員 藤井 辰吉



國 土 公 管

令和 2 年 (2020 年) 6 月 1 日

措 置 通 知 書

函館市監査委員様

函館市長 工 藤 壽 樹 印

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	土木部		
監 査 の 種 類	定期監査・ <u>財政援助団体等監査</u> ・その他()		
監査等実施期間	令和元年9月19日～令和元年12月25日	講評日	令和元年12月26日
調査対象事項名	公の施設の指定管理者監査 施設名 すずらんの丘公園 団体名 株式会社 桔梗造園		

指摘事項、意見・要望事項

すずらんの丘公園の管理に係る経費を把握するため、協定書第9条では、管理業務に関して独立した会計区分を設け、他の会計と区分して経理しなければならず、公の施設の指定管理者制度運用取扱要項（平成17年1月策定）では、自主事業の実施に当たっては、自己の責任と費用で実施する旨規定されているが、提出された事業報告中の收支状況では、施設の管理に要する費用に、自主事業に係る費用の一部が含まれていた結果、自主事業収支の赤字を管理委託料収入で補填する形での決算となっていた。

モニタリングにおいては、適正に管理運営がなされていたとされていたところであり、すずらんの丘公園の管理に関するモニタリング仕様書に基づく提出資料の内容を精査することはもとより、指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針（平成21年5月策定）が求める業務実施確認に基づく評価、指導および指示などを所管部局において確実かつ的確に行い、適切な施設管理に努められたい。

措置内容、対応・考え方等

指定管理者に対しましては、事業報告中の收支状況について、施設の管理に要する費用と自主事業に係る費用を区分して経理するよう指導したところであり、令和元年度の事業報告および令和2年度の事業計画から改善されていることを確認しております。今後は、提出資料の内容確認やモニタリングによる評価等を確実かつ的確に行うこととし、施設の適切な管理に努めてまいります。